

阪神間都市計画生産緑地地区の変更について

1 都市計画変更の内容

都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地に指定することにより、保全を図ることとして、指定基準を満たすものについて、生産緑地地区に追加する。

また、主たる従事者の死亡を起因として、生産緑地地区内における行為の制限が解除された生産緑地地区の変更及び廃止を行う。

内 容		地 区 数	面 積
変更する地区	区域面積の増加によるもの	1地区	約 0.03ha
	区域面積の減少によるもの	2地区	約△0.21ha
廃止する地区		4地区	約△0.39ha
合 計			約△0.57ha

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	541 地区	537 地区
総 面 積 (B)	約 80.5ha	約 79.9ha
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 99.6ha	※2 約 96.8ha
比 率 (B/A)	80.8%	82.5%

※1 平成 24 年 1 月 1 日現在の面積

※2 平成 25 年 1 月 1 日現在の面積

2 尼崎市都市計画決定手続に関する要綱に基づく素案の公表の結果

閲覧期間 平成 25 年 8 月 2 日～8 月 22 日
 閲覧者 なし（意見の提出なし）

3 今後の予定

平成 25 年 10 月 計画案の法定縦覧
 11 月 都市計画審議会(付議)
 12 月 都市計画変更の告示

<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No.	生産緑地地区の名称	変更の内容	現在の面積(ha)	増減(ha)	変更後の面積(ha)	発牛理由
1	武庫町4丁目5	地区の廃止	約 0.13	△約 0.13	0	死亡
2	武庫町4丁目7	区域の変更	約 0.14	△約 0.07	約 0.07	死亡
3	南武庫之荘8丁目5	地区の廃止	約 0.08	△約 0.08	0	死亡
4	南武庫之荘8丁目7	地区の廃止	約 0.06	△約 0.06	0	死亡
5	武庫之荘6丁目4	区域の変更	約 0.11	約 0.03	約 0.14	申出
6	食満2丁目5	区域の変更	約 0.34	△約 0.14	約 0.20	死亡
7	食満6丁目2-1	地区の廃止	約 0.12	△約 0.12	0	死亡
計			約 0.98	△約 0.57	約 0.41	

(参考)都市計画決定及び変更の状況

☐ 生産緑地法の改正

平成 3 年 4 月 26 日公布(同年 9 月 10 日施行)

☐ 生産緑地地区の都市計画の決定

告示年月日	地区数	面積	(市街化区域内農地面積)
平成 4 年 10 月 6 日	521 地区	約 83.5 ha	(約 192 ha)

☐ 生産緑地地区の都市計画の変更

告示年月日	地区数	面積	(市街化区域内農地面積)
平成 4 年 12 月 15 日	527 地区	約 84.2 ha	(約 192 ha)
平成 5 年 12 月 20 日	527 地区	約 84.0 ha	(約 167 ha)
平成 6 年 12 月 9 日	534 地区	約 83.3 ha	(約 150 ha)
平成 7 年 12 月 18 日	581 地区	約 89.3 ha	(約 144 ha)
平成 8 年 12 月 26 日	581 地区	約 89.2 ha	(約 137 ha)
平成 9 年 12 月 17 日	579 地区	約 88.8 ha	(約 130 ha)
平成 10 年 12 月 21 日	573 地区	約 87.9 ha	(約 125 ha)
平成 11 年 12 月 14 日	569 地区	約 87.0 ha	(約 121 ha)
平成 12 年 12 月 13 日	567 地区	約 86.4 ha	(約 119 ha)
平成 13 年 11 月 28 日	564 地区	約 85.7 ha	(約 117 ha)
平成 14 年 11 月 20 日	559 地区	約 85.1 ha	(約 115 ha)
平成 15 年 12 月 15 日	563 地区	約 84.5 ha	(約 114 ha)
平成 16 年 12 月 7 日	559 地区	約 84.0 ha	(約 112 ha)
平成 17 年 12 月 22 日	561 地区	約 86.3 ha	(約 110 ha)
平成 18 年 12 月 20 日	557 地区	約 85.3 ha	(約 108 ha)
平成 19 年 11 月 19 日	555 地区	約 83.8 ha	(約 108 ha)
平成 20 年 12 月 5 日	548 地区	約 82.9 ha	(約 105 ha)
平成 21 年 12 月 18 日	547 地区	約 82.3 ha	(約 104 ha)
平成 22 年 12 月 20 日	548 地区	約 81.9 ha	(約 102 ha)
平成 23 年 11 月 29 日	547 地区	約 81.5 ha	(約 101 ha)
平成 24 年 11 月 27 日	541 地区	約 80.5 ha	(約 100 ha)

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫町4丁目7生産緑地地区ほか2地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫町4丁目7生産緑地地区	約0.07ha	約0.07 ha の減
武庫之荘6丁目4生産緑地地区	約0.14ha	約0.03 ha の増
食満2丁目5生産緑地地区	約0.20ha	約0.14 ha の減

位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地の武庫町4丁目5生産緑地地区ほか3地区を廃止する。

名 称
武庫町4丁目5生産緑地地区
南武庫之荘8丁目5生産緑地地区
南武庫之荘8丁目7生産緑地地区
食満6丁目2－1生産緑地地区

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

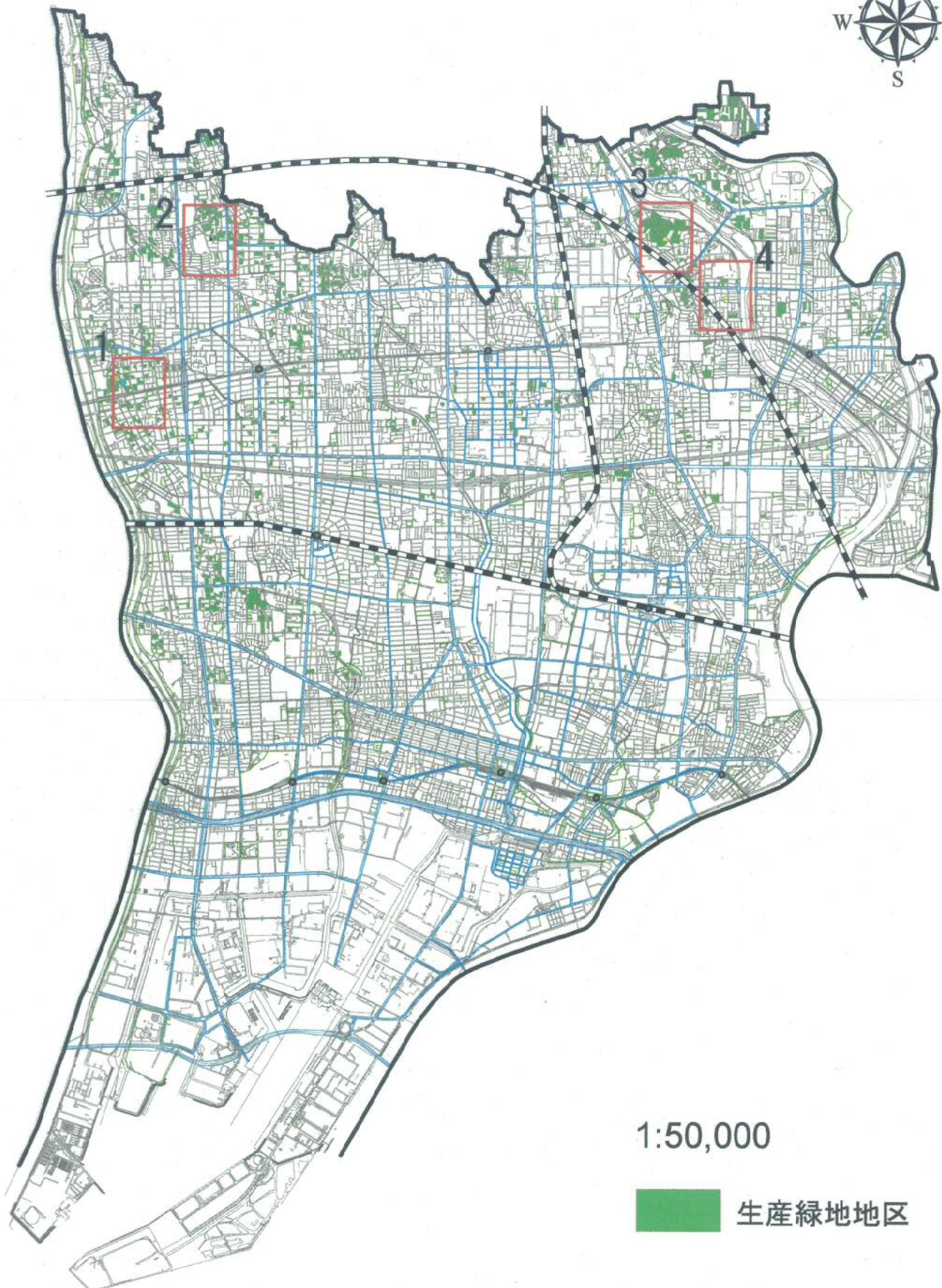
別添理由書のとおり

理 由 書

都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地に指定することにより、保全を図ることとして、指定基準を満たすものについて、生産緑地地区に追加する。

また、生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。

生産緑地地区変更位置図

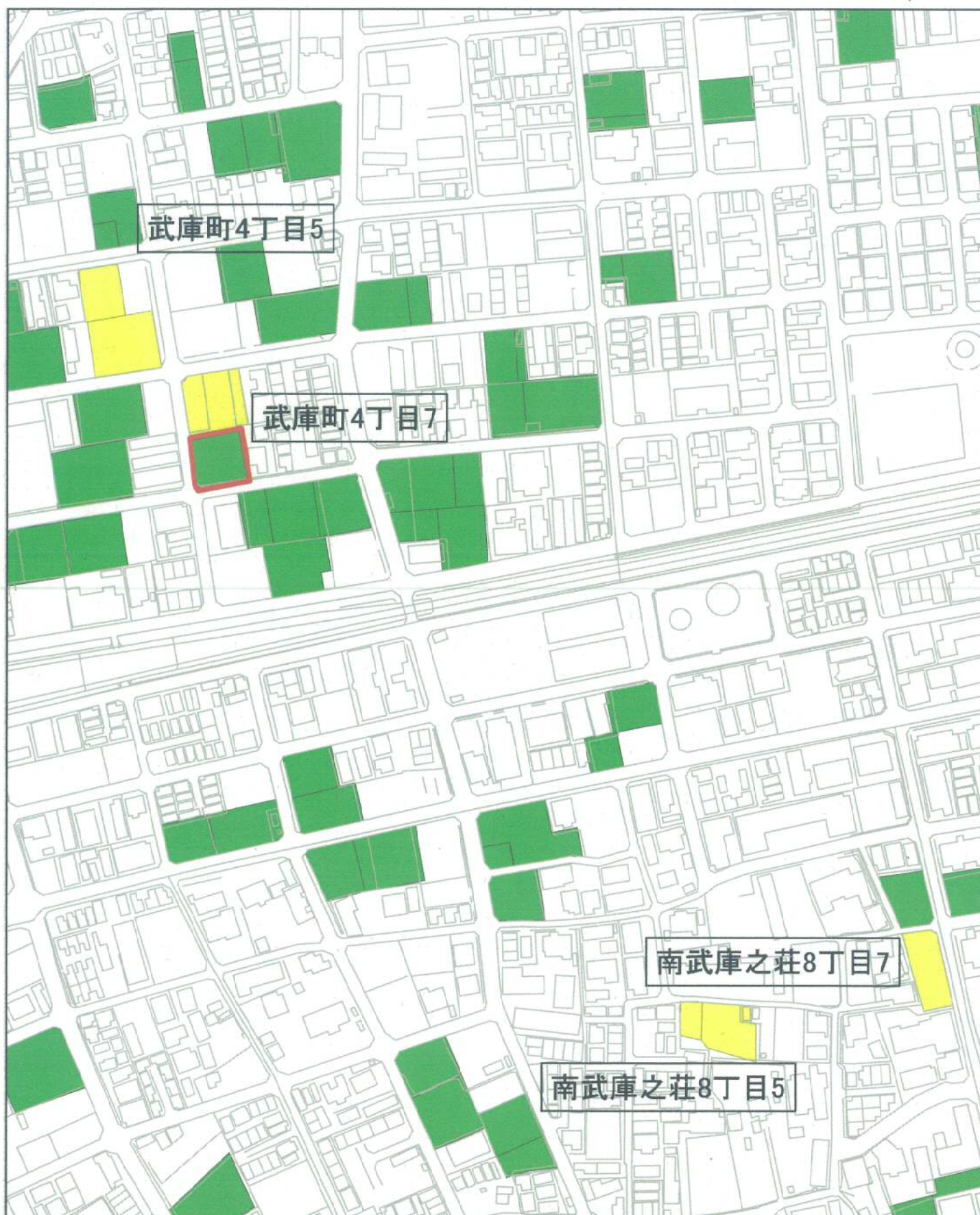


計画図1

凡例

-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地
-  変更後の区域

N
1:2,500

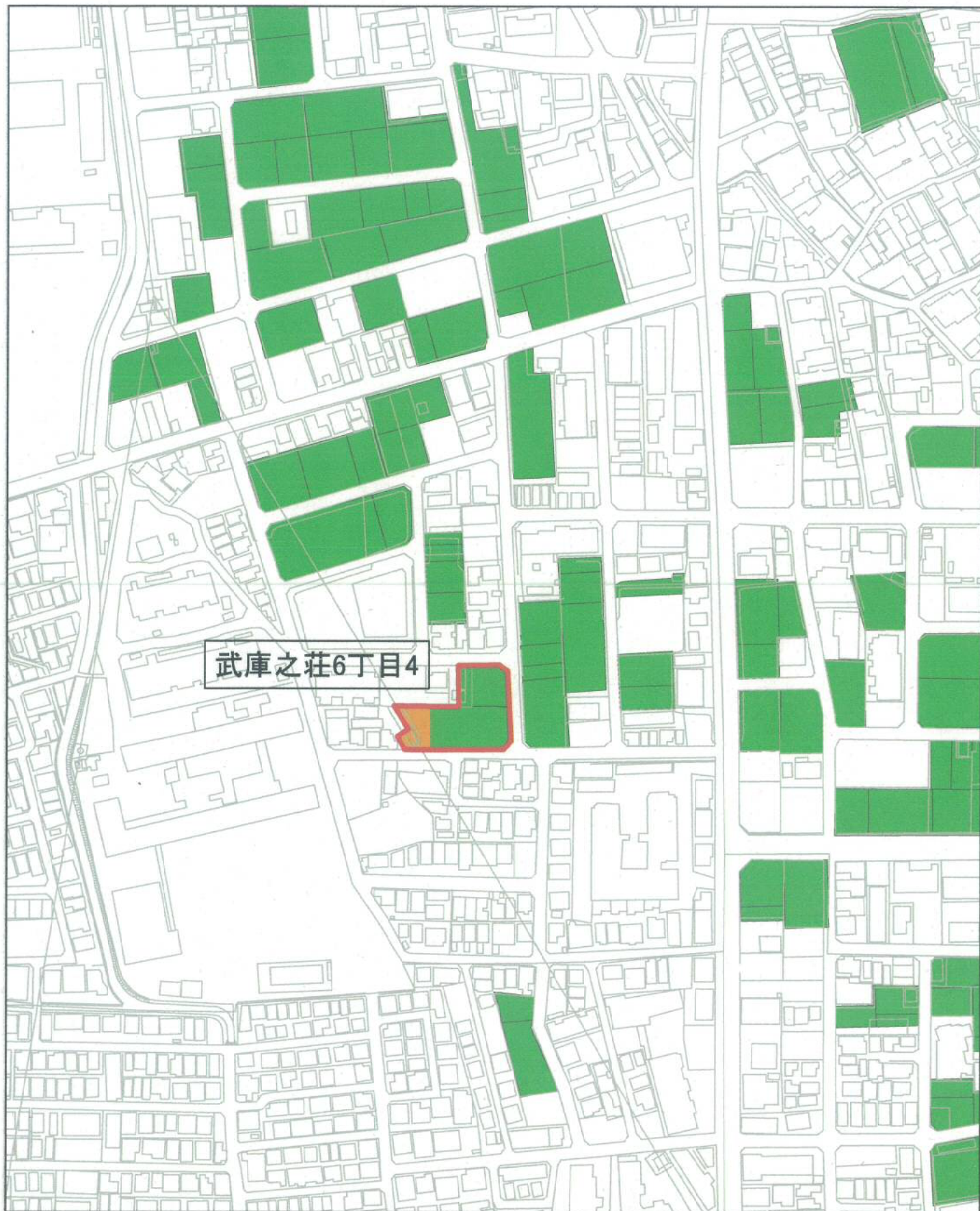


計画図2

凡例

- 廃止する区域
- 追加する区域
- 生産緑地
- 変更後の区域

N
1:2,500

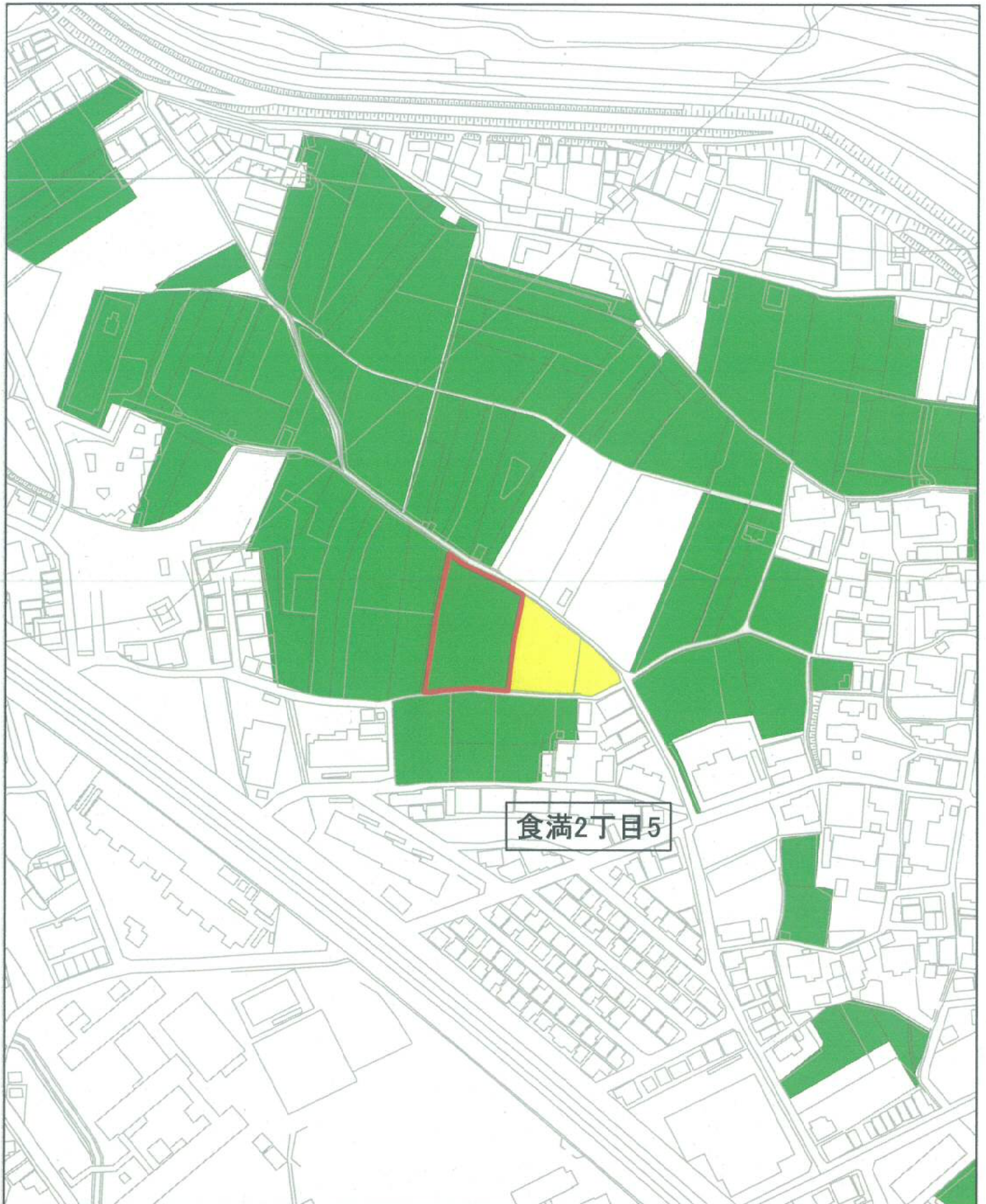


計画図3

凡例

- 廃止する区域
- 追加する区域
- 生産緑地
- 変更後の区域

N
1:2,500



計画図4

凡例

- 廃止する区域
- 追加する区域
- 生産緑地
- 変更後の区域

N
1:2,500

